

兵高教組 2024年6月24日
調査情報 8号
 兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
 URL: http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

6月28日はボーナス(特別給)
2.21月分支給
 初任者**0.663月**
 再任用**1.155月**
 介助員・生活学習支援員**2.50月**
 昨年度より**0.01月分UP**

民間でいう「ボーナス」を公務員は「特別給」といい、本来は6月30日支給ですが、当日が日曜で金融機関がお休みのため、今年度は28日に支給されます。
 今回は、自分の特別給が何円になるのかを計算しながら、高教組が昨年度、組合員の要求に基づいて勝ち取ってきた成果とこれからの課題を考えます。

◎特別給は「期末手当」と「勤勉手当」との2つからなります。
 「**期末手当**」は、特別給支給日の基準日(6月1日)までの在職期間で算定されます。今年が2年目以降の方、新採用だけけど昨年度は1年間常勤講師をしていた方は、在職期間満額(1.225月)で支給されます(講師経験の無い初任の方は0.3675月)。

期末手当 在職期間	再任用以外	再任用職員
6ヶ月	1.225月	0.6875
5ヶ月以上	0.98	0.55
3ヶ月以上	0.735	0.4125
3ヶ月未満	0.3675	0.20625

会計年度任用職員は「再任用以外」と同じ

「**勤勉手当**」は、「その者の勤務成績に応じて」支給と条例にあります。高教組はこの考え方に反対し続けています。理由はいくつかありますが、たとえば、長時間勤務が「優秀」なのか、生徒の進学・就職実績が繋がるのか、生徒指導で悩んで困っていることを他の教員と相談すると「力不足」なのか等々、教職員の働き方や職員室での共同が失われるということを懸念しています。**高教組は全て「期末手当」での支給を要求しています。**

2020年4月まで、臨時教職員の常勤講師は、連続して1年勤務させてはならないとの解釈から概ね3月31日の「1日」は職を解かれた「**空白の1日**」が設けられ、その「1日」のために**夏の特別給が約3.0%もカット**されていました。
 この問題を全国で最初に総務省との交渉で明らかにしたのは、**兵庫高教組**です。

勤勉手当 在職6月	良好	優秀	特に優秀
再任用以外 (4月採用)	0.985月 0.2955	1.13 0.339	1.275 0.3825
再任用職員	0.4675	0.505	

会計年度任用職員は一律1.025

◎「**期末手当**」を計算してみよう!
 <計算式> 各人の給料明細から数字を挿入し計算。

$$\left(\begin{array}{c} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} + \left(\begin{array}{c} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{地域手当} \\ \text{支給率} \end{array} \right) \times 1.225$$
 再任用0.6875
 初任 0.3675

$$\left[\begin{array}{c} \text{自分の給与} \\ \text{表から挿入} \end{array} + \left(\begin{array}{c} \text{給与} \\ \text{(調整額なし)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{職域域} \\ \text{加算率} \end{array} \right] = \begin{array}{c} \text{期末手当} \\ \text{※参考に} \end{array}$$

地域手当は「**県行革**」で削減されたまま。本来は下記より**1.5%高い**
 9.4% 神戸・尼崎・西宮・芦屋
 6.4% 姫路
 伊丹・宝塚・川西・明石
 4.4% その他の地域

職域加算率
 5% 教育職1級63号給以上・2級55号給以上
 技能労務職87号給以上・行政職4~6給
 10% 教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級以上

◎「**勤勉手当**」を計算してみよう!

$$\left(\begin{array}{c} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} + \left(\begin{array}{c} \text{給与} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{職域域} \\ \text{加算率} \end{array} \right) \times 0.985$$
 (「良好」の場合)
 勤勉手当

※昨年度の高教組と県教委との交渉で会計年度任用職員にも「**期末手当**」に加え「**勤勉手当**」も支給されるようになりました。

ただし、**非常勤講師は1週15時間30分(50分授業で週18.6コマ)**未満の方には支給されません。
 交渉の課題と考えています。